

マージン率等の情報提供

株式会社 新陽

対象期間：令和 8 年 4 月 1 日～

標記については、労働者派遣法第 23 条第 5 項の規定により、労働者派遣事業にかかる関係者への情報提供が義務づけられているものです。

当事業所における昨年度実績について、情報を提供いたします。

- 1 派遣労働者の数 28 名（1 日平均）
- 2 労働者派遣の役務の提供を受けた者（派遣先）の数 2 事業所
- 3 労働者派遣に関する料金の平均額 19,704 円
- 4 派遣労働者の賃金の額の平均額 14,187 円
- 5 派遣料金額の平均額から派遣労働者の賃金額の平均額を控除した額を当該派遣料金額の平均額で除して得た割合（マージン率） 28.0. %

上記マージン率の中には、法定福利費（健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険の当社負担分、福利厚生にかかる費用が含まれています。

6 派遣労働者の待遇の決定方法

労使協定方式

- ① 対象となる派遣労働者の範囲 長崎県内の派遣先で船殻部材の加工、溶接、鉄工、クレーン運転、物流運搬、付随作業の業務に従事する従業員
- ② 労使協定の有効期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

7 教育訓練に関する事項

訓練種別	対象となる派遣労働者	訓練方法 (OJT・OFF-JT)	派遣労働者の費用負担	賃金支給
新規採用者訓練	雇入時	OJT	無	有給
図面と製品組立に関する訓練	入社 2 年目、3 年目	OJT	無	有給
溶接技術者としての技能訓練	入社 2 年目、3 年目	OJT	無	有給
職長教育訓練	入社 4 年目以降	OFF-JT	無	有給

8 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項